

一般財団法人さいたま住宅検査センター確認検査業務手数料規程

(趣旨)

第1条 この規程は、別に定める「一般財団法人さいたま住宅検査センター確認検査業務規程（以下「業務規程」という。）」第47条の規定に基づき、一般財団法人さいたま住宅検査センター（以下「センター」という。）が実施する確認検査業務に係る手数料について、必要な事項を定める。

(用語の定義)

第2条 この規程において使用する用語は、次の各号に定めるほか、法で使用する用語とする。

- (1) 第1類建築物 床面積の合計が 500 m²以内の一戸建ての住宅（住宅以外の部分の面積が全体の二分の一未満で 50 m²以内の併用住宅を含む。）。ただし、第4類建築物を除く。
- (2) 第2類建築物 倉庫、工場、自動車車庫、自動車修理工場、ガソリンスタンド、畜舎、荷捌き場、その他これらに類する建築物。ただし、第4類建築物を除く。
- (3) 第3類建築物 第1類建築物、第2類建築物及び第4類建築物以外の建築物。
- (4) 第4類建築物 床面積の合計が 500 m²以内の木造3階建て建築物及び混構造建築物。

(建築物に関する確認の申請手数料)

第3条 建築物に関する確認の申請手数料の額は、申請1件につき別表1に掲げる額とする。

2 別表1における床面積の合計は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める面積について算定する。

- (1) 建築物を建築する場合（次号に掲げる場合及び移転する場合を除く。） 当該建築に係る部分の床面積
- (2) 確認を受けた建築物の計画を変更して建築物を建築する場合（床面積の合計が 500m²以内の建築物、及び移転する場合を除く。） 当該計画の変更に係る部分の床面積の二分の一（床面積の増加する部分にあつては、当該増加する部分の床面積）
- (3) 建築物を移転し、その大規模の修繕若しくは大規模の模様替をし、又はその用途を変更する場合（次号に掲げる場合を除く。） 当該移転、修繕、模様替又は用途の変更に係る部分の床面積の二分の一
- (4) 確認を受けた建築物の計画の変更をして建築物を移転し、その大規模の修繕若しくは大規模の模様替をし、又はその用途を変更する場合 当該計画の変更に係る部分の床面積の二分の一

3 第1類建築物及び床面積の合計が 500m²以内の第2類又は第3類建築物で構造強度に係る審査を要する場合については、15,000円を第1項の手数料の額に加算する。

- 4 建築物の床面積の合計が 500㎡を超え、当該申請が複数棟である建築物（2以上の部分がエキスパンションジョイント等により応力を伝えない構造方法のみで接している建築物の部分における各部分を含む。）に係る申請においては、構造強度に係る国土交通大臣の認定を受けている建築物を除き、別表1の床面積の合計欄に応じた手数料の10%の額に構造強度に係る審査を要する棟数から1を控除した数を乗じて得た額を第1項の手数料の額に加算する。
- 5 申請に係る建築物の計画において、避難安全検証法等、別表7の設計方法の区分欄に掲げる設計方法を用いる場合については、同表に掲げる額を第1項の手数料の額に加算する。
- 6 申請に係る建築物の計画に、法第87条の2の昇降機又は法第88条第1項の工作物に係る部分が含まれる場合で、建築物の確認と併せて申請を行う場合の手数料は、当該昇降機1基又は工作物1基につき次条に定める手数料を第1項の手数料の額に加算する。
- 6の2 申請に係る建築物の計画に建築基準法第6条の3ただし書きに規定する「特定構造計算基準及び特定増改築構造計算基準のうち確認審査が比較的容易にできるもの」の審査（以下「ルート2基準審査」という。）をセンターが行う場合には、一の建築物ごとに別表7-1の額を第1項の手数料の額に加算する。
- 6の3 申請に係る建築物の計画に構造計算適合性判定を要する建築物を含む場合には、一の建築物ごとに10,000円を第1項の手数料の額に加算する。
- 6の4 前2項の場合における加算額は、建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第36条の4に定める建築物の二以上の部分がエキスパンションジョイントその他の相互に応力を伝えない構造方法のみで接している場合（地上部部分がエキスパンションジョイントその他の相互に応力を伝えない構造方法のみで接している場合を含む。）、それぞれ別の建築物とみなして適用する。
- 6の5 申請に係る建築物の計画に建築基準法施行令第39条第3項に規定する「特定天井等」の審査をセンターが行う場合には、一の建築物ごとに別表7-2の額を第1項の手数料の額に加算する。
- 7 建築物を増築する場合（同一棟とした場合に限る。）における確認の申請手数料の額は、別表8の額を第1項の手数料の額に加算する。
- 8 建築物の計画の変更に係る直前の確認済証をセンターから受けていない場合の確認の申請手数料の額は、別表9の額を第1項の手数料の額に加算する。
- 9 前項の場合における床面積の合計は、第2項第1号（建築物の移転、大規模の修繕、大規模の模様替又は用途の変更の場合は第2項第3号）の規定を適用し算出する。
- 10 確認を受けた床面積の合計が 500㎡以内の建築物の計画を変更して建築物を建築する場合の確認の申請手数料の額は、第16条第1項各号に掲げるものの一つにつき 5,000円とする。
- 11 前項の計画の変更に係る確認の申請手数料の額は、その建築物を建築する場合の確認の申請の手数料の額を上限とする。

12 第10項の計画の変更において構造強度に係る審査を要する場合にあっては、次の各号に掲げる金額を加算する。この場合にあっては前項の規程は適用しない。

(1) 第1類建築物、第2類建築物、第3類建築物 10,000円

(2) 第4類建築物 20,000円

13 計画の変更に対する第5項の規定の適用に当たっての床面積の合計は、変更する部分の床面積に関係なく、対象となる建築物の床面積の二分の一の面積により算定する。

(建築設備等に関する確認の申請手数料)

第4条 昇降機又は工作物(以下「建築設備等」という。)に関する確認の申請手数料の額は、その1基につき別表4に掲げる額とする。

2 建築設備等の計画の変更に関する確認の申請手数料の額は、その一基につき別表6に掲げる額とする。

3 建築設備等の計画の変更に係る直前の確認済証をセンターから受けていない場合の確認の申請手数料の額は、別表9の額を前項の手数料の額に加算する。

(センターが同一の計画であると認めた場合の手数料)

第5条 センターが確認審査中であった建築物又は建築設備等の申請を取り下げ再申請する場合で、センターがその計画が同一のものであると認めた場合の確認の申請手数料の額は、別表10に掲げる額とする。

(建築物に関する中間検査の申請手数料)

第6条 建築物に関する中間検査の申請手数料の額は、申請1件につき別表2に掲げる額とする。

2 別表2における床面積の合計は、申請された中間検査に係る部分の床面積(当該床があるものとみなす場合を含む。)とする。

3 中間検査の対象となる建築物の計画に係る直前の確認済証又は中間検査合格証をセンターから受けていない場合の中間検査の申請手数料の額は、別表9の額を第1項の手数料の額に加算する。

4 前項の場合における床面積の合計は、第3条第2項第1号の規定を適用し算出する。

(建築物に関する完了検査の申請手数料)

第7条 建築物に関する完了検査の申請手数料の額は、申請1件につき別表3に掲げる額とする。

2 別表3における床面積の合計は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める面積について算定する。

- (1) 建築物を建築した場合（移転した場合を除く。） 当該建築に係る部分の床面積
- (2) 建築物を移転又はその大規模の修繕若しくは大規模の模様替をした場合 当該移転又は修繕若しくは模様替に係る部分の床面積の二分の一
- 3 完了検査の対象となる建築物の計画に係る直前の確認済証又は中間検査合格証をセンターから受けていない場合の完了検査の申請手数料の額は、別表9の額を第1項の手数料の額に加算する。
- 4 前項の場合における床面積の合計は、第3条第2項第1号（建築物の移転、大規模の修繕又は大規模の模様替の場合は同条第2項第3号）の規定を適用し算出する。
- 5 建築物を増築した場合（同一棟とした場合に限る。）における完了検査の申請手数料の額は、別表11の額を第1項の手数料の額に加算する。
- 6 建築物エネルギー消費性能適合性判定を受けた建築物における完了検査申請手数料の額は、別表15の額を第1項の手数料の額に加算する。
- 7 センターから建築物エネルギー消費性能適合性判定業務における適合判定通知書の交付を受けた建築物で、軽微な変更（ルートBに限る。）が生じた場合は、センターの建築物エネルギー消費性能適合性判定料金（税抜き）に0.3を乗じた額を前項の額に加算する。

（建築設備等に関する完了検査の申請手数料）

- 第8条 建築設備等に関する完了検査の申請手数料の額は、申請1件につき別表5に掲げる額とする。
- 2 完了検査の対象となる建築設備等の計画に係る直前の確認済証をセンターから受けていない場合の完了検査の申請手数料の額は、別表9の額を前項の手数料の額に加算する。

（建築物に関する仮使用認定の申請手数料）

- 第9条 建築物に関する仮使用認定の申請手数料の額は、申請1件につき別表12に掲げる額とする。
- 2 別表12における床面積の合計は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める面積について算定する。
 - (1) 建築物を建築した場合（移転した場合を除く。） 当該建築に係る部分の床面積
 - (2) 建築物を移転又はその大規模の修繕若しくは大規模の模様替をした場合 当該移転又は修繕若しくは模様替に係る部分の床面積の二分の一
 - 3 仮使用認定の対象となる建築物の計画に係る直前の確認済証又は中間検査合格証をセンターから受けていない場合の仮使用認定の申請手数料の額は、別表9の額を第1項の手数料の額に加算する。
 - 4 前項の場合における床面積の合計は、第3条第2項第1号の規定を適用し算出する。

(再検査の手数料)

第10条 検査又は追加説明書の審査の結果により、申請に係る建築物又は建築設備等の再検査を行う場合の手数料の額は、検査1件につき別表13に掲げる額とする。

(遠隔地の場合の中間検査又は完了検査の申請手数料の加算)

第11条 中間検査又は完了検査の対象となる建築物又は建築設備等が別表14の地域の区分欄の区域内にある場合は、第6条から前条までの申請手数料の額にそれぞれの地域に応じた額を加算する。

(完了検査における追加説明書の申請手数料)

第12条 完了検査における追加説明書の提出があった場合の完了検査の手数料の額は、第7条及び第8条に規定する完了検査の申請手数料の額に、第3条第10項から第13項まで及び第4条第2項の規定を準用した手数料の額を追加する。

(確認検査手数料の減額又は加算)

第13条 センターは、建築物、建築設備等に関する確認又は検査の実施において、継続して多量の取引が見込める場合、その他センターが必要と認める場合にあっては、第3条、第4条、第6条、第7条、第8条及び第9条に規定する確認検査の申請手数料の額を、その実費を勘案して減免することができる。

2 センターは、建築主等からの要請により業務規程第13条第1項に規定する時間以外の時間に確認検査業務を実施する場合、その他センターが必要と認める場合にあっては、第3条から第10条までに規定する確認検査の申請手数料の額に、その実費を勘案した額を加算することができる。

3 前2項に規定する減免、加算の方法は別に定める。

(確認検査手数料の収納方法)

第14条 センターは、確認検査の申請を引受けたときは、第3条から第12条までの規定により算出した確認検査の申請手数料をセンターが指定する金融機関の口座に、振込み等により建築主等から収納する。ただし、緊急の場合その他センターが認める場合においてはこの限りではない。

2 前項の振込みに要する費用は、建築主等が負担する。

(確認検査手数料の返還方法等)

第15条 センターは、業務規程第49条の規定により確認検査手数料を建築主等に返還する場合においては、建築主等が指定する金融機関の口座へ振込みにより返還するものとする。

- 2 前項の振込みに要する費用は、センターが負担する。
- 3 返還する確認検査手数料には、利子は付さないものとする。

(計画の変更に係る床面積の算定)

第16条 第3条第2項第2号に規定する計画の変更に係る床面積(増加する部分を除く。)は、次の各号に掲げる変更に応じて、それぞれ当該各号に掲げる面積を変更に係る部分の床面積として算定する。

- (1) 敷地に接する道路の幅員、敷地が道路に接する部分の長さ、敷地面積、敷地境界線、又は敷地内における建築物の位置の変更 申請に係る建築物の建築面積
- (2) 建築面積の変更 変更される建築面積
- (3) 高さ又は階数の変更 高さを変更される部分の床面積又は変更される階の床面積
- (4) 床の変更 変更される部分の床面積
- (5) 階段の変更 変更される部分の水平投影面積
- (6) 柱、梁又は桁の変更 当該変更に係る柱、梁又は桁が荷重を負担する部分の床面積(変更前と変更後で荷重を負担する部分の床面積が異なる場合にあっては、その大きい方の面積を変更する部分の床面積とする(次号において同じ。))
- (7) 壁の変更 当該壁のある室の床面積に当該室の壁全体の長さに占める変更される壁の長さの割合を乗じた面積
- (8) 屋根、軒、軒裏、ひさし又は天井の変更 変更される部分の水平投影面積
- (9) 開口部の変更 変更される開口部の面積
- (10) 土台、基礎又は基礎ぐいの変更 土台、布基礎又はこれに類する基礎にあっては壁に、その他の基礎又は基礎ぐいにあっては柱に準じて算出された面積
- (11) 小屋組の変更 変更される小屋組に囲まれる部分の水平投影面積
- (12) 斜材の変更 変更される部分の水平投影面積(ただし、当該斜材が壁に含まれる場合にあっては壁の変更として算出した面積)
- (13) 建築設備(法第87条の2に該当するものを除く。)の変更 変更される建築設備の水平投影面積(ただし、防煙壁の変更にあっては、当該防煙壁のある防煙区画部分の床面積に当該防煙区画部分の壁全体の長さに占める変更される防煙壁の長さの割合を乗じた面積)
- (14) 前各号に掲げる変更以外の変更(当該建築物の計画に前各号に掲げる変更が含まれる場合を除く。) 100平方メートル以内であるものとして取扱う

(名義変更又は工事取止に関する届出手数料)

第17条 業務規程第65条に規定する名義変更又は工事取止の届出手数料の額は、届出1件につき3,000円とする。

(確認済証等の交付証明に関する申請手数料)

第18条 業務規程第67条に規定する確認済証等の交付証明の申請手数料の額は、申請1件につき3,000円とする。

附 則

- 1 一般財団法人さいたま住宅検査センター確認検査手数料規程(平成12年4月1日施行を廃止する。
- 2 この規程は、平成24年6月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年6月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年6月15日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年9月11日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和2年7月6日から施行する。

附 則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

別表 1 建築物に関する確認の申請手数料（1 申請当り）（第 3 条関係）

単位：円

床面積の合計		第 1 類建築物	第 2 類建築物	第 3 類建築物	第 4 類建築物
100㎡以内		20,000	23,000	23,000	70,000
100㎡超え	200㎡以内	30,000	30,000	30,000	70,000
200㎡超え	500㎡以内	50,000	50,000	50,000	70,000
500㎡超え	1,000㎡以内		68,000	75,000	
1,000㎡超え	2,000㎡以内		108,000	120,000	
2,000㎡超え	3,000㎡以内		162,000	180,000	
3,000㎡超え	4,000㎡以内		198,000	220,000	
4,000㎡超え	5,000㎡以内		252,000	280,000	
5,000㎡超え	6,000㎡以内		288,000	320,000	
6,000㎡超え	8,000㎡以内		333,000	370,000	
8,000㎡超え	10,000㎡以内		369,000	410,000	
10,000㎡超え	15,000㎡以内		414,000	460,000	
15,000㎡超え	20,000㎡以内		468,000	520,000	
20,000㎡超え	50,000㎡以内		594,000	660,000	
50,000㎡超え	100,000㎡以内		810,000	900,000	
100,000㎡超え	200,000㎡以内		1,125,000	1,250,000	
200,000㎡超え			1,350,000	1,500,000	

別表 2 建築物に関する中間検査の申請手数料（1 申請当り）（第 6 条関係）

単位：円

床面積の合計		第 1 類建築物	第 2 類建築物	第 3 類建築物	第 4 類建築物
100㎡以内		26,000	23,000	23,000	26,000
100㎡超え	200㎡以内	35,000	31,000	31,000	35,000
200㎡超え	500㎡以内	55,000	45,000	45,000	55,000
500㎡超え	1,000㎡以内		70,000	70,000	
1,000㎡超え	2,000㎡以内		108,000	108,000	
2,000㎡超え	3,000㎡以内		135,000	135,000	
3,000㎡超え	4,000㎡以内		158,000	158,000	
4,000㎡超え	5,000㎡以内		180,000	180,000	
5,000㎡超え	6,000㎡以内		198,000	198,000	
6,000㎡超え	8,000㎡以内		221,000	221,000	
8,000㎡超え	10,000㎡以内		243,000	243,000	
10,000㎡超え	15,000㎡以内		297,000	297,000	
15,000㎡超え	20,000㎡以内		333,000	333,000	
20,000㎡超え	50,000㎡以内		405,000	405,000	
50,000㎡超え	100,000㎡以内		640,000	640,000	
100,000㎡超え	200,000㎡以内		880,000	880,000	
200,000㎡超え			1,100,000	1,100,000	

別表 3 建築物に関する完了検査の申請手数料（1 申請当り）（第 7 条関係）

単位：円

床面積の合計		第 1 類建築物	第 2 類建築物	第 3 類建築物	第 4 類建築物
100㎡以内		22,000	25,000	25,000	22,000
100㎡超え	200㎡以内	29,000	34,000	34,000	29,000
200㎡超え	500㎡以内	50,000	50,000	50,000	50,000
500㎡超え	1,000㎡以内		74,000	78,000	
1,000㎡超え	2,000㎡以内		114,000	120,000	
2,000㎡超え	3,000㎡以内		143,000	150,000	
3,000㎡超え	4,000㎡以内		166,000	175,000	
4,000㎡超え	5,000㎡以内		190,000	200,000	
5,000㎡超え	6,000㎡以内		210,000	220,000	
6,000㎡超え	8,000㎡以内		233,000	245,000	
8,000㎡超え	10,000㎡以内		257,000	270,000	
10,000㎡超え	15,000㎡以内		314,000	330,000	
15,000㎡超え	20,000㎡以内		352,000	370,000	
20,000㎡超え	50,000㎡以内		428,000	450,000	
50,000㎡超え	100,000㎡以内		675,000	710,000	
100,000㎡超え	200,000㎡以内		950,000	1,000,000	
200,000㎡超え			1,200,000	1,250,000	

別表 4 建築設備等に関する確認の申請手数料（1 基当り）（第 4 条関係）

単位：円

建築設備等の区分	手数料
昇降機（定員 3 名以下のエレベーター）	9,000
〃（大臣認定を受けたもの）	15,000
〃（上記以外）	25,000
小荷物専用昇降機	9,000
工作物（擁壁）高さ 3 m 以内	40,000
〃 高さ 3 m 超え 5 m 以内	50,000
〃 高さ 5 m 超え	60,000
工作物（広告塔）	30,000
工作物（上記以外）	別表 4－1 による

別表 4－1 工作物（擁壁・広告塔以外）に関する確認の申請手数料（1 基当り）

単位：円

水平投影面積		50㎡以内	50㎡超え 500㎡以内	500㎡超え 3,000㎡以内	3,000㎡超え
高さ	10m 以内	50,000	150,000	300,000	600,000
	10m 超え 20m 以内	80,000	240,000	500,000	1,000,000
	20m 超え 30m 以内	100,000	300,000	600,000	1,200,000
	30m 超え	150,000	450,000	900,000	1,800,000

別表 5 建築設備等に関する完了検査の申請手数料（1 基当り）（第 8 条関係） 単位：円

建築設備等の区分	手数料
昇降機（定員 3 名以下のエレベーター）	13, 000
〃（大臣認定を受けた物）	30, 000
〃（上記以外）	30, 000
小荷物専用昇降機	13, 000
工作物（擁壁）高さ 3 m 以内	40, 000
〃 高さ 3 m 超え 5 m 以内	50, 000
〃 高さ 5 m 超え	70, 000
工作物（広告塔）	35, 000
工作物（上記以外）	別表 5－1 による

別表 5－1 工作物（擁壁・広告塔以外）に関する完了検査の申請手数料（1 基当り） 単位：円

水平投影面積 高さ	50㎡以内	50㎡超え 500㎡以内	500㎡超え 3, 000㎡以内	3, 000㎡超え
10m 以内	60, 000	180, 000	360, 000	720, 000
10m 超え 20m 以内	90, 000	270, 000	540, 000	1, 080, 000
20m 超え 30m 以内	110, 000	330, 000	660, 000	1, 320, 000
30m 超え	160, 000	480, 000	960, 000	1, 920, 000

別表 6 建築設備等の計画の変更に関する確認の申請手数料（1 基当り）（第 4 条関係） 単位：円

建築設備等の区分	手数料	備 考（要件等）
昇降機（定員 3 名以下のエレベーター）	5, 000	
〃（大臣認定を受けた物）	8, 000	
〃（上記以外）	13, 000	
小荷物専用昇降機	5, 000	
工作物（擁壁）高さ 3 m 以内	20, 000	
〃 高さ 3 m 超え 5 m 以内	25, 000	
〃 高さ 5 m 超え	30, 000	
工作物（広告塔）	15, 000	
工作物（上記以外）	D×0. 5	D：別表 4－1 による額

別表 7 特別な設計方法を用いた場合の加算額（第 3 条関係） 単位：円

設計方法の区分	手数料	備 考（要件等）
限界耐力計算、免震設計、避難安全検証法、耐火性能検証法による設計	A×0. 1	それぞれの設計ごと 複数棟の場合は棟ごと A：別表 1 の額
天空率による道路斜線、隣地斜線、北側斜線による設計	5, 000	それぞれの設計ごと 床面積の合計が 500㎡以内の建築物
	A×0. 1	それぞれの設計ごと 床面積の合計が 500㎡を超える建築物 A：別表 1 の額

別表 7－1 ルート 2 基準審査を要する場合の加算額（1 建築物当り）（第 3 条関係） 単位：円

床面積の合計	手数料
1, 000㎡以内	100, 000
1, 000㎡超え 2, 000㎡以内	135, 000
2, 000㎡超え 10, 000㎡以内	155, 000
10, 000㎡超え 50, 000㎡以内	205, 000
50, 000㎡超え	380, 000

別表 7－2 特定天井等の審査を要する場合の加算額（1 建築物当り）（第 3 条関係） 単位：円

特定天井等の水平投影面積の合計	手数料
1, 000㎡以内	20, 000
1, 000㎡超え	別表 1 の額の 20%

別表 8 同一棟増築における既存部分の確認審査の加算額（1 申請当り）（第 3 条関係） 単位：円

既存部分の区分	手数料	備 考（要件等）
既存部分の検査済証をセンターが交付している場合	(A＋B＋F＋G)×0. 15 (0. 25)	A：既存部分の床面積の合計に応じた別表 1 の額 B：別表 7 の加算額 F：別表 7－1 の加算額 G：別表 7－2 の加算額 () 内は構造の審査があるものの場合
既存部分の検査済証をセンター以外の者が交付している場合又は検査済証がない場合	(A＋B＋F＋G)×0. 5 (0. 75)	

別表 9 建築物及び建築設備等の計画の変更・中間検査・完了検査に係る直前の確認済証・中間検査合格証をセンターから受けていない場合の加算額（第 3 条、第 4 条、第 6 条、第 7 条、第 8 条、第 9 条関係）単位：円

建築物及び建築設備等の区分	手数料	備 考（要件等）
第 1 類建築物	5, 000 (10, 000)	() 内は構造審査があるものの場合
第 2 類・第 3 類・第 4 類建築物	(A＋B＋F＋G)×0. 5	A：別表 1 の額 B：別表 7 の加算額 F：別表 7－1 の加算額 G：別表 7－2 の加算額
建築設備等	C×0. 5	C：別表 4 の額

別表 10 センターが同一の計画の再申請であると認めた場合の手数料（1 申請当り）（第 5 条関係） 単位：円

再申請の区分	手数料	備 考（要件等）
全ての建築物	(A＋B＋F＋G)×0. 5	A：別表 1 の額 B：別表 7 の加算額 F：別表 7－1 の加算額 G：別表 7－2 の加算額
建築設備等	C×0. 5	C：別表 4 の額

別表11 同一棟増築における既存部分の完了検査の加算額（1申請当り）（第7条関係） 単位：円

既存部分の区分	手数料	備 考（要件等）
既存部分の検査済証をセンターが交付している場合	E×0.15	E：既存部分の床面積の合計に応じた別表3の額
既存部分の検査済証をセンター以外の者が交付している場合又は検査済証がない場合	E×0.5	

別表12 建築物に関する仮使用認定の申請手数料（1申請当り）（第9条関係） 単位：円

床面積の合計		第1類建築物	第2類建築物	第3類建築物	第4類建築物
100㎡以内		26,400	30,000	30,000	26,400
100㎡超え	200㎡以内	34,800	40,800	40,800	34,800
200㎡超え	500㎡以内	60,000	60,000	60,000	60,000
500㎡超え	1,000㎡以内		88,800	93,600	
1,000㎡超え	2,000㎡以内		136,800	144,000	
2,000㎡超え	3,000㎡以内		171,600	180,000	
3,000㎡超え	4,000㎡以内		199,200	210,000	
4,000㎡超え	5,000㎡以内		228,000	240,000	
5,000㎡超え	6,000㎡以内		252,000	264,000	
6,000㎡超え	8,000㎡以内		279,600	294,000	
8,000㎡超え	10,000㎡以内		308,400	324,000	
10,000㎡超え	15,000㎡以内		376,800	396,000	
15,000㎡超え	20,000㎡以内		422,400	444,000	
20,000㎡超え	50,000㎡以内		513,600	540,000	
50,000㎡超え	100,000㎡以内		810,000	852,000	
100,000㎡超え	200,000㎡以内		1,140,000	1,200,000	
200,000㎡超え			1,440,000	1,500,000	

別表13 再検査の手数料（1検査当り）（第10条関係） 単位：円

建築物及び建築設備等の区分	手数料	備 考（要件等）
500㎡以内の建築物又は建築設備等	10,000	
500㎡を越える建築物	30,000	

別表14 遠隔地の場合の中間検査又は完了検査の加算額（第11条関係） 単位：円

地域の区分	手数料	備考（要件等）
茨城県 ひたちなか市、常陸大宮市、那珂市、東海村 栃木県 宇都宮市、鹿沼市、那須烏山市、茂木町、市貝町、芳賀町、高根沢町 群馬県 沼田市、安中市、上野村、下仁田町、南牧村、高山村、東吾妻町、川場村、昭和村	3,000	同一申請者による複数の検査対象物件又は同一物件でセンターが行う他の業務の検査の申請がある場合で、現場検査が同時に実施できるなど、センターが効率的に検査を実施できるときは、申請者と協議の上加算額を決定する。
茨城県 日立市、常陸太田市、高萩市、北茨城市、大子町 栃木県 日光市、大田原市、矢板市、那須塩原市、さくら市、塩谷町、那須町、那珂川町 群馬県 中之条町、長野原町、嬬恋村、草津町、片品村、みなかみ町	5,000	
千葉県 銚子市、館山市、木更津市、茂原市、東金市、旭市、勝浦市、市原市、鴨川市、君津市、富津市、袖ヶ浦市、八街市、南房総市、匝瑳市、山武市、いすみ市、大網白里市、多古町、東庄町、九十九里町、横芝光町、一宮町、睦沢町、長生村、白子町、長柄町、長南町、大多喜町、御宿町、鋸南町 茨城県 神栖市 神奈川県 全域	12,000	

別表15 建築物エネルギー消費性能適合性判定に伴う完了検査の加算額（1棟当り）（第7条関係） 単位：円

床面積の合計		①：工場等の用途	②：①以外の用途	備 考
2,000㎡以内		22,800	24,000	左記の料金は、センターが建築物エネルギー消費性能適合性判定を行った場合の額とする。 ※他機関による建築物エネルギー消費性能適合性判定の場合は、左記の手数料に2を乗じた額とする。
2,000㎡超え	3,000㎡以内	28,600	30,000	
3,000㎡超え	4,000㎡以内	33,200	35,000	
4,000㎡超え	5,000㎡以内	38,000	40,000	
5,000㎡超え	6,000㎡以内	42,000	44,000	
6,000㎡超え	8,000㎡以内	46,600	49,000	
8,000㎡超え	10,000㎡以内	51,400	54,000	※センターが建築物エネルギー消費性能適合性判定を行った物件で軽微な変更（ルートBに限る。）がある場合は、センターの建築物エネルギー消費性能適合性判定料金（税抜き）に0.3を乗じた額を左記の手数料に加算する。
10,000㎡超え	15,000㎡以内	62,800	66,000	
15,000㎡超え	20,000㎡以内	70,400	74,000	
20,000㎡超え	50,000㎡以内	85,600	90,000	
50,000㎡超え	100,000㎡以内	135,000	142,000	
100,000㎡超え	200,000㎡以内	190,000	200,000	
200,000㎡超え		240,000	250,000	

※ 建築物の用途で工場等とは、評価対象が照明設備のみである工場、危険物の貯蔵又は処理、水産物の増殖場若しくは養殖場、倉庫、卸売市場、火葬場又はと畜場、汚物処理場、ごみ焼却場、その他これらに類するものとする。